平成29年度

教育行政運営方針

市川市教育委員会



本日、平成29年2月市議会定例会の開催に際し、教育委員会を代表し、 新年度の教育行政の運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

はじめに

本市では、これまでも「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」を基本理 念に掲げ、その具現化に取り組んでまいりました。

平成28年度には、教育委員会制度改革後の新しい運営体制の下、総合教育会議において、新年度における教育の振興を図るため重点的に講ずべき施策について市長と協議を行うとともに、英語教育や道徳教育といった新たな教育課題について意見交換を行いました。

今後も、様々な機会を通して市長と教育政策の方向性を共有しながら、「つなぐ教育」を踏襲した教育振興大綱に掲げる教育の目標の実現に向け、教育行政の運営に努めてまいります。

教育行政運営の基本方針

新年度における教育行政を運営していくにあたり、三つの基本方針を述べさせていただきます。

基本方針の一点目は、第2期市川市教育振興基本計画に基づく「新規事業に 係る施策の充実」であります。

本市においては、公立・私立を含め多様な教育資源を有する「文教都市 市川」の特色を生かすとともに、学力向上をはじめとした、子どもたちをめぐる現代的な教育課題の解決に取り組むため、計画期間が始まりました平成26年度以降、「校内塾・まなびくらぶ」、「小中一貫教育」、「市川版中高一貫教育」の3つの新規事業に着手しております。

これらの事業につきましては、取組のさらなる深化・充実を図ってまいります。

基本方針の二点目は、「点検及び評価の結果に基づく施策の改善」であります。

社会のめまぐるしい変化に適切に対応するためには、施策の基本的方向を 適時確認しながら事業を実施するとともに、その結果を点検し、施策の所期の 目的が達成されているかどうかを評価した上でさらなる改善につなげていく、 PDCAサイクルに基づく不断の取組が必要です。

教育に関する事務事業の点検及び評価を毎年実施し、その結果を踏まえて、 施策の改善を図ってまいります。

基本方針の三点目は、「新たな教育課題等への対応」であります。

近年の急速な情報化や技術革新、グローバル化の進展など社会構造の変化に対応するため、国は、アクティブ・ラーニングの視点からの学習過程の改善や小学校の外国語教育の教科化などを主な内容とする学習指導要領の改訂を行おうとしております。

このような国の動きを視野に入れながら、次期学習指導要領への対応を含む 新たな教育課題に対して、積極的な姿勢で本市の実態に即した対応を図るとと もに、これまでの継続課題につきましても、引き続き的確に、着実に対応して まいります。

「人をつなぐ 未来へつなぐ 市川の教育」の実現に向けて(重要な施策)

基本方針に基づき取り組む、新年度の重要な施策につきましては、第2期 市川市教育振興基本計画に定めた基本的方向に沿って、述べさせていただきます。

(1) 子どもの姿

はじめに、子どもの育成についてであります。

まず、確かな学力については、「校内塾・まなびくらぶ」において、保護者の経済的負担に配慮しつつ、算数・数学を中心とした基礎的・基本的な内容についての学習の場を、放課後や長期休業中に子どもたちに提供してまいりました。 導入から4年目を迎える新年度は、これまで実施されてきたものの中から、より効果的な取組方法を広く周知し、市内全体として一層の改善、充実につなげてまいります。

次に、道徳教育については、あいさつなど、日頃の生活の中で出来る実践を促すとともに、マナーを学び、規範意識の醸成に重点を置いた取組を進め、社会の中でよりよく生きるための本市独自の心の教育を充実してまいります。

また、「特別の教科 道徳」の平成30年度からの完全実施を見据え、確実に 準備を進めてまいります。

そして、英語教育については、「グローバル化に対応した英語教育」を目指し、

全小・中・義務教育学校に派遣するALT (外国語指導助手) や、小学校に派遣する外国語活動指導員を活用し、子どもたちの学ぶ意欲が高まるよう、きめ細かな指導・支援に取り組んでまいります。

(2) 家庭・学校・地域の姿

次に、家庭・学校・地域の教育力の向上と連携についてであります。

まず、学校の教育力の向上については、学校間の連携として、小中一貫教育 や市川版中高一貫教育に取り組み、3年目を迎えます。

新年度は、義務教育学校「塩浜学園」の小中一貫校としての教育効果を高めるため、施設の一体化に向けた基本設計・実施設計を行うとともに、中高連携研究指定校における教育研究を進め、3年間のまとめを行ってまいります。

また、教職員の多忙化解消については、新年度から「ノー残業デー」の導入や、部活動の運用の改善など、学校現場の業務改善をより一層推進する取組を行ってまいります。

このことにより教職員の長時間労働の軽減と働き方の意識改革を促し、視野の広い豊かな人間性を持ち合わせた教師への成長の機会を確保するなど、学校の教育力の向上へとつなげてまいります。

そして、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとしての「コミュニティ・スクール」については、塩浜学園に加えて、5ブロック17校を研究指定校として新たに指定し、導入に係る研究を進めるとともに、家庭・学校・地域の連携体制の構築を図ってまいります。

(3) 市川の教育の姿

最後に、本市の教育の質を高める教育環境の整備についてであります。

子どもが安心して学校生活を送るための環境整備については、引き続き子どもたちの安全確保や効果的な学習指導を支援する「スクール・サポート・スタッフ」を配置するほか、全小・中・義務教育学校に配置する「ライフカウンセラー」を効果的に活用し、学校で発生する諸問題に対して早期かつ適切な解決とともに、その未然防止が図られるよう努めてまいります。

また、市民を対象に「いじめ問題」をテーマとした学校支援実践講座を引き続き開催し、小・中学生との交流会を通して学校に対する地域支援者としての意識を高め、本市の地域教育力の基盤づくりにつなげてまいります。

そして、平成28年3月に策定されました市川市公共施設等総合管理計画を 踏まえて、本市の実態に即した小・中学校の適正規模・適正配置に関する方針 を策定してまいります。

さらに、中央図書館の蔵書管理にICタグを導入するなど、市民の共有財産である図書館資料を効率的かつ適正に管理し、生涯を通じた学習環境の整備に努めてまいります。

以上、新年度における重要な施策とさせていただきます。

むすび

平成28年12月、いわゆる教育機会確保法が国会において成立し、国や 自治体が不登校の子どもを支援することが初めて明記されました。

このことに限らず、昨今の子どもを取り巻く諸課題に対し、教育委員会には、 子どもたちに寄り添い、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応が求められ ており、本市におきましても重要な課題であると受け止め、これまでも全力で 取り組んでまいりました。

今後、この取組をより成果あるものとしていくためには、本市が、これまで 培ってまいりました地域教育力の学校教育への活用などを通じて、教育環境の 充実を図っていくことが必要です。

平成29年度におきましても、これまでの歩みを緩めることなく、教育における不易と流行を見極めながら、諸課題に対応し、本市教育の振興に努めてまいります。

市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援をお願い申し上げ、新年度の教育行政運営方針といたします。